



ほくたち わたしたち

くっちゃん子

倶知安ですくすく育つ子どもたちです。「こんな子に育ってほしい！」ご家族の願いも併せて紹介します。

☎総合政策課企画振興室広報広聴係 ☎56-8001

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種 今年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)の対象者

倶知安町に住み票があり、これまで未接種で、以下の生年月日に該当する方は、下記のとおり町の一部費用助成で予防接種を受けることができます。(一生涯一度の助成)

○費用助成：接種料金の半額の千円未満を除いた額を町が助成します。

(例) 接種料金7千円の場合は、町助成3千円、自己負担4千円

※生活保護世帯は事前申請により全額助成。対象生年月日以外の方は全額自己負担

65歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生	70歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生
75歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生	80歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生
85歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生	90歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生
95歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日生	100歳以上	大正9年4月1日以前生

60歳以上65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがある方も対象です。事前手続きが必要なので、本人の印鑑(代理の場合は代理人の印鑑)を持参し、保健福祉会館で手続き願います。

町内の実施医療機関 ※要予約 (肺炎球菌感染症と風しんのいずれも)	
倶知安厚生病院	☎22-1141
くとさん外科胃腸科	☎21-6410
さとう内科医院	☎22-6122
白樺会内科クリニック	☎22-1707
ニセコインターナショナルクリニック	☎21-5454
ニセコ脳神経外科	☎21-5500
ようてい小児科・アレルギー科 クリニック	☎22-6633

☎22-1144
関福祉医療課保健指導係

風しん抗体検査および予防接種
子どもの時に、風しん予防接種の対象外で昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、抗体検査・予防接種が無料で受けられます。今年度の対象者(昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性)には、無料クーポン券を送付しています。
※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性で、今年度にご受診を希望する場合は、個別にクーポン券を発行できます

高齢者の肺炎球菌感染症と成人男性の風しん対象の方は抗体検査・予防接種を受けましょう

子育て支援センターだより

2月の広場のお知らせ

あいあい広場(0歳)	2月6日(木)
きらきら広場(1歳)	2月13日(木)
のびのび広場(2・3歳)	2月20日(木)

10時から子育て支援センターでひな飾りの制作を行います。

■申込/1月6日(月)9時30分～

子育て講座(すっきりエアロ) ※託児あり

■日時/2月4日(火)10時～11時

■場所/子育て支援センター

■持ち物/飲み物(親子分)、汗拭きタオル、動きやすい服装

■申込/1月14日(火)9時30分～

※広場および子育て講座開催日の午前は、通常の利用ができません

子育て支援センター(南3東5 ぬくぬく内)

☎55-8355 FAX 55-8377

開所時間 9時30分～12時、13時～17時

休所日 日曜日、祝日

※4・10カ月児健康診査を受診した子どもで、保護者が同意した場合のみ掲載しています

【後見人にならないこと】
医療行為への同意、身元保証人や入院保証人などの就任、婚姻や離婚、養子縁組・離縁、認知の代理、遺言などはできません。

任意後見制度
将来、判断能力が不十分となつたときに備えるための制度です。本人が元気なうちに、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。

法定後見制度
本人の判断能力に応じ、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度があります。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人などが、代理の契約や財産管理などを行います。

成年後見制度とは、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方が、預貯金や不動産の財産管理や契約などの法律行為、介護保険サービスの申請や契約、遺産分割協議などを自分で行えない場合に、後見人などが代理で、必要な契約などの締結や財産管理、本人の保護や支援を行います。

いざという時に知っていると安心 成年後見制度をご存じですか

【手続き】
本人の住所地の家庭裁判所へ申立てを行います。本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長が申立てをすることができ、申立て・登記手数料、場合によっては鑑定料がかかります。必要書類は、本人の戸籍謄本・住民票・診断書・財産に関する資料などがあり、推定相続人の調査も必要です。
※本人に身寄りがいないなどの理由で、申立てをする方がいない場合は、市町村長による申立ての制度があります。また、後見制度利用の費用負担が困難な方には、その費用を助成する制度があります

制度の詳細は、倶知安町生活サポートセンター(倶知安町社会福祉協議会内)、地域包括支援センター、全国の弁護士会や司法書士会までお問合せください。
☎23-0100
☎22-4150
倶知安町社会福祉協議会